

平成27年度第4回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成28年2月10日(水)		
開催の場所	あけぼのビル501会議室(さいたま市内)		
開閉の日時	開会	2月10日	午後1時29分
	閉会	2月10日	午後2時50分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8次埼玉県廃棄物処理基本計画(案)について <p>3 閉 会</p>			

別紙

出席状況

委員数 20人

出席委員 13人

小口千明	埼玉大学准教授
小野雄策	元日本工業大学教授
小堀洋美	東京都市大学教授
松浦麻里沙	弁護士
吉田徳久	早稲田大学大学院教授
栗原裕子	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
滝澤玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
菱沼要治郎	(一社)埼玉県猟友会会長
武内政文	埼玉県議会議員
神尾高善	埼玉県議会議員
江原久美子	埼玉県議会議員
鈴木英善	公募委員
丸山瑞子	公募委員

欠席委員 7人

大塚晃弘	(公財)中央温泉研究所研究員
関口和彦	埼玉大学大学院准教授
畠山史郎	東京農工大学大学院教授
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
池田敦子	埼玉県生態系保護協会越谷支部
矢作俊信	埼玉県農業協同組合中央会専務理事
新井雄啓	越生町長

第4回 埼玉県環境審議会

平成28年2月10日（水）

午後1時29分 開会

○司会（森田） 皆様、大変お待たせいたしました。皆様、全員おそろいでございますので、ただいまから平成27年度第4回埼玉県環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境部環境政策課副課長の森田でございます。よろしくお願いたします。ここからは座って進行させていただきます。失礼いたします。

ここで、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、A4、1枚、平成27年第4回埼玉県環境審議会次第でございます。この下に配付資料一覧というのがございます。そちらもあわせて御覧ください。

それと、座席表でございます。それと、A4、1枚の名簿でございます。これが本日お配りをさせていただいたものでございます。それと議事資料といたしまして、先日、既に郵送済みのものがございます。資料につきましては、お持ちいただくこととお願いをしております。もしお手元がない場合は、お声がけをいただければと思いますが。

よろしいでしょうか。

それでは、初めに環境部長の半田より御挨拶を申し上げます。

○半田環境部長 こんにちは。環境部長の半田でございます。

本日は、平成27年度4回目の環境審議会を開催させていただきましたところ、吉田会長を初め委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、午前中から環境基本計画小委員会に引き続き御出席をいただいております委員の皆様、長時間にわたる御審議、重ねてお礼申し上げます。

さて、早速ですが、本日御審議いただきます内容は、諮問事項が1件、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）についてでございます。

本計画につきましては、東日本大震災を契機といたしまして、災害時における廃棄物の適正処理のための体制処理などの課題に加えまして、高齢化、人口減少といった社会構造の変化に対応し、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、本県における廃棄物行政の指針として策定するものでございます。

計画案につきましては、昨年12月の審議会で御協議をいただいたところでございますが、委員の皆様からいただいた御意見、県民コメントなどにより、県民の皆様から寄せられた御意見などを踏まえまして、本日お諮りする計画の最終案を作成いたしました。

どうか忌憚のない御意見、御審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（森田） ありがとうございます。

本日の会議は、委員数20名のうち13名の委員の出席をいただいております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を吉田会長にお願いしたいと存じます。

吉田会長、よろしくお願いいたします。

○吉田会長 それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、会議の公開でございますが、審議会は、原則として公開することとされておりまして、本日の審議事項等を考慮いたしましても、公開することに問題はないと思っておりますが、皆様いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、会議の公開を認めます。

本日、傍聴者の方はおいでになりますか。

○事務局 本日の傍聴者は2名いらっしゃいます。

○吉田会長 そうですか。

お入りいただきください。

〔傍聴者入場〕

○吉田会長 傍聴者の方がおいでになりました。

次に進めてまいります。埼玉県の環境審議会規則の第10条の2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人、私から指名させていただきます。

本日は、小口委員と菱沼委員にお願いいたしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事に従いまして議題を進めてまいります。本日の議題は先ほど部長から御紹介もございましたが、諮問事項が1件、その内容は第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）についてでございます。

計画（案）につきましては、昨年12月の審議会でも自由闊達に御協議もいただきました。その後、委員の方々から書面で、1月12日を締め切りとして御意見も提出をしていただくお願いをいたしました。会議の場でも非常に活発な御意見もいただきましたが、さらに書面でもいただきましたので、それらの意見を踏まえまして、本日諮問をされましたところの計画（案）について議論を進めてまいりたいと思っておりますが、今日お手元にお配りしております案は二次案でございますので、県のほうで前回の審議会あるいは後に説明があると思っておりますが、市町村長の意見あるいは県民の意見を踏まえて適宜修正を施したセカンドバージョンであるというふうに理解をしております。

この諮問事項につきましては、本日御答申をいただける方向で審議を進めたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

初めに、委員の御意見に関連する資料としてお手元に配付されている資料の1、環境審議会における意見に対する県の考え方、資料の2、県民に公開されているごみを出さないライフスタイル、普及啓発資料でございます。それから資料3、循環型社会形成に向けた県の施策で、この3つまで続けて県のほうから御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○豊田資源循環推進課長 資源循環推進課の豊田と申します。

本日は、前回12月25日の環境審議会でもいただきました御意見を踏まえまして、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画について、答申案を作成いたしましたので御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

まず、お手元の資料1、環境審議会における委員に対する県の考え方、こちらを御覧ください。

こちらの資料は、前回の環境審議会でも出た御意見ですとか、その後委員の皆様から文書でもいただきました御意見を一覧にし、それに対する考え方、対応をお示ししたものでございます。

この資料1の1、2、3枚目がそうでした、4ページ以降に委員の皆様からいただきました文書の写しをつけさせていただいております。

では、1ページの表を御覧ください。

御意見のナンバー1からナンバー5までは、答申案の「第1章 廃棄物処理の現状」に関するものでございます。あわせて諮問案のほうも随時見ていただきながら、説明をさせていただきたいと思えます。

まずナンバー1ですけれども、1人1日当たりのごみ総排出量の計算方法を記述したほうがよいというものでございます。恐れ入りますが、諮問事項である第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の4ページを御覧になっていただきたいと思えます。4ページのグラフの下の方に米印があります。アンダーラインが引いてある部分ですが、こちらにごみの総排出量の注釈をつけました。このようにこの答申案では、御意見などを反映して訂正させていただいた部分をアンダーラインで示させていただいております。

それでは、続けて6ページを御覧ください。答申案の6ページでございます。

こちらでもグラフの下の方に米印がございまして、アンダーラインがありますが、1人1日当たりのごみ総排出量についての注釈をつけさせていただきました。

それでは、資料1にお戻りください。

1人1日当たりの再生利用率の計算方法を記述したほうがよいという御意見がございました。こちらは答申案で申し上げますと、7ページになります。7ページのグラフの下の方に、再生利用率の注釈をつけさせていただきました。

資料1のナンバー3ですが、発電量及び余熱利用率は、施設内と外部を分けないと細かな政策を立てにくいという御意見がございました。答申案では、9ページになります。この下のグラフは、一般廃棄物の実態調査のデータに基づいて作成しております。この一部の施設で余熱利用量を把握していないところがあるために、全県的な状況を内部利用と外部利用という形でお示しできておりませんが、余熱利用の利用量を把握している施設の集計ですと、約半数で外部供給を行っております。今後もこうした委員の御意見を踏まえまして、余熱利用量や発電量のデータを把握し、政策立案の際の参考にさせていただきたいと考えております。

資料1はナンバー4を御覧ください。日高市の再生利用率の状況を記述したほうがよいという御意見がございました。諮問案では11ページです。日高市の再生利用の状況につきまして注釈をつけさせていただきました。

続きまして、資料1のほうではナンバー5ですが、埼玉県のおかれている状況（東京圏の物流基地

としての廃棄物の移動状況)などを記述すべきであるという御意見がございました。答申案では20ページになります。20ページの「(6) 広域移動状況」の文章の下のほうの部分でございますけれども、「中間処理目的の県外からの流入量は630万7,000トンで、このうち首都圏からの流入量は488万9,000トンと、約8割となっています。」という記述を追加させていただきました。

それから、資料のナンバーでは6番ですが、こちらは「第2章 全計画の進捗状況」に対する意見でございます。1人1日当たりの生活系ごみ総排出量の計算方法を記述したほうがよいという御意見です。答申案では23ページになります。御指摘のありました1人1日当たりの生活系ごみ総排出量をはじめ指標について必要な注釈をつけさせていただきました。

続きまして、資料1のナンバー7とナンバー8、こちらは答申案では「第4章 計画の方向性と目標」に関する御意見でございます。

ナンバー7ですが、「1 現況と課題」のところで、課題をもう少し掘り下げて、説明を加えたほうがよいという御意見がございました。こちらは答申案では33ページになります。33ページに「1 現況と課題」という部分がございますけれども、御意見を踏まえまして4か所ほど記述を追加させていただきました。まず「(1) 一般廃棄物」ですが、中ほどのアンダーラインの部分に、「特に食品廃棄物については、そのほとんどが焼却処理をされており、減量化や再資源化の取り組みを進めることが必要です。」という記述を追加いたしました。

次に「(2) 産業廃棄物」ですが、「特に産業廃棄物処理業は、循環型社会を構成する重要なインフラであることから、長期的、安定的に処理体制を維持していくことが必要であり、加えて循環型社会形成に資する処理技術の高度化が期待されています。」という記述を追加いたしました。

諮問案を1枚おめくりいただきまして34ページになります。上の方のアンダーラインですが、「またPCB廃棄物については、国が処理期限及び処理基準を定めており、県の処理計画に従って期限内に確実に処理を行っていく必要があります。」という記述を追加いたしました。

次に、「(3) 災害廃棄物」ですが、アンダーラインの部分、「国の防災基本計画においても、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定することが明記されており、国が定めた災害廃棄物処理指針を踏まえ実効性のある計画づくりを進めていく必要があります。」という記述を追加いたしました。

資料1のナンバー8、こちらを御覧になっていただきたいと思います。1人1日当たりの生活系ごみ総排出量と家庭系ごみ排出量の計算方法の違いを記述したほうがよいという御意見がございました。諮問案では35ページです。家庭系ごみ排出量と1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の注釈をつけさせていただきました。目標値のところですが、家庭系ごみ排出量とは、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量とはというふうにつけ加えさせていただいた部分です。

続きまして、資料1では、ナンバー9から17まで、こちらは「第5章 目標達成に向けた施策の展開」に関する御意見でございます。

まず、ナンバー9ですが、県がどのような市町村指導、行政施策を立てるか、明確にする必要があるという御意見をいただきました。答申案では、52ページ、一番後ろでございますが、こちらを御覧ください。「(5) 県の役割」の中ほどのアンダーラインのところ。「また、市町村や関係団体と連携し3Rの意識啓発や災害廃棄物対策などを進めるとともに、技術的助言を行うなど必要な支援

を行います。」という記述を追加いたしました。

続きまして、資料1のナンバー10です。重点施策とは何か、選んだ背景を説明してほしいという御意見をいただきました。基本計画に掲げた施策はどれも重要な施策ではございますが、優先的に取り組む必要がある施策を重点施策としたところがございます。先ほど御説明させていただきました現況と課題についての記述変更は、この重点施策を選定する背景となった課題認識について、今まで記述が不十分であったために記述の充実を図ったものでございます。

続きまして、資料1のナンバー11を、これ2枚目になりますが、御覧ください。

2ページ目でございますが、まず2Rの推進で、リユースを分離して記載するという御意見をいただきました。リユースにつきましては、リサイクルショップやネットオークション等が活発化するなど、行政主導ではない民間の取組や市場原理による取組が盛んになっております。こうした中、県では民間の取組をサポートすることが今、主になっておりますため、このリユースを独立した施策の柱とするのではなく、記述については原案のとおりとさせていただきたいと思っております。県では、このリユースの推進に向けまして広報啓発に加え、事業の共催ですとか後援など、民間をサポートする取組を実施していきたいと考えております。

続きまして、資料1のナンバー12を御覧ください。こちらはナンバー11と同じく2Rの推進に関する御意見です。リユースのサンプルも示すことも必要ではないかという御意見をいただきました。諮問案では、43ページご御覧ください。43ページの「1 3Rの推進」の中のうち「1 2R（リデュース、リユース）の推進」の中のアンダーラインの部分ですが、マイバック以降のところですが、「マイバック・マイボトル運動の推進や、フリーマーケットの後援などリデュース・リユースの取組を今後も進めていきます。」と記載させていただきました。

続きまして、資料1のナンバー13を御覧ください。「3 不法投棄の根絶」についてです。適正処理講習会について、さらなる受講者の拡大、内容の充実を望む。また、受講のインセンティブの確保に工夫を望むという御意見をいただきました。今年度の講習会でアンケートを実施しておりますので、その結果から参加者のニーズを捉え、産業廃棄物の適正処理に必要で参加者が興味を持つような適切なテーマ設定を行ってまいります。また、より多くの方に講習を知ってもらうよう様々な機会を捉えて周知を図ってまいります。

続きまして、資料1のナンバー14を御覧ください。ナンバー13と同じ、「3 不法投棄の根絶」に関してです。不法投棄通報協定の締結企業の増加のため、さらに知恵を絞っていただきたい。平成28年度目標の36団体は少ないのではないかと御意見をいただきました。平成27年度における締結団体は37団体ですが、こちらは業務で自動車を使用するトラック業界団体あるいは電気、ガス会社や経済団体、中小企業団体など、主に業界団体との締結を行っておりますことから、実際はもっと多くの企業、団体との連携が図られていると考えております。既に幅広い分野で締結が済んでいることから、今後は協定に基づく活動内容の充実重点を置くことで、不法投棄の防止を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料1のナンバー15を御覧ください。ここから最後までは「1 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップ」についての御意見でございます。

ナンバー15、埼玉県における産業廃棄物の位置づけは関東圏における物流基地であり、産業廃棄物処理業は静脈物流の基幹である。処理業者を環境産業に育成しないと、動脈産業へ与える影響が大きく、新しい環境基盤づくり得ない。以上の観点に立ち、施策論を展開すべきであるという御意見をいただきました。御意見を踏まえまして、今後の施策を検討してまいりたいと思います。

続きまして、ナンバー16を御覧ください。新しい章立てにふさわしい具体性を示してほしいという御意見でございました。具体的な案といたしまして2つの御提案をいただきました。まず、①負のイメージを払拭するため、不法投棄を減少させるなど、健全で環境重視の時代の先端産業となるような実績を上げること。そして②人材育成のために「ハイテク研修」、「モラル研修」を設ける。さらに、業界で実践している人材を「不法投棄アドバイザー」とする制度をつくるというものでございます。いただきました御提案については、計画の趣旨に基づいて、具体的施策を実施する段階において検討してまいります。

続きまして、ナンバー17を御覧ください。産業廃棄物処理業のイメージアップについて、市民が参加できるような具体的なビジョンを示していくのがよいという御意見をいただきました。御意見の趣旨を踏まえて、廃棄物処理業が地域社会と良好な関係を築き、住民とともに循環型社会の形成に取り組んでいくことができる施策を、これからの施策運用において検討してまいりたいと考えております。

以上で資料1の説明を終わらせていただきます。

続きまして、少し長くなって申しわけありませんが、資料2の説明をさせていただきたいと思いません。資料2を御覧ください。

こちらは「ごみを出さないライフスタイル」というタイトルがついていますが、現在、県で県民の皆様にお示ししているライフスタイルについてのいろいろな御提案などをホームページなどから転載したものです。文字が小さくなり大変恐縮でございます。

そして、もう1枚おめくりいただきますと、県政出前講座スライドになっております。こうした出前講座を御要望にお応えして様々なところで行いますし、また市町村の皆様にも働きかけを行って、3Rについてのいろいろな講座などをしていただくようお願いしているところでございます。今後ともこのホームページによる情報発信とか出前講座、それから親子3R講座などもやっておりますので、様々な機会を通じてごみを出さないライフスタイルについて具体的に御紹介していきたいと考えております。

続きまして、資料3を御覧ください。

こちらは循環型社会形成に向けて取り組んでおります県の施策の具体例でございます。

まず、1番ですけれども、食品廃棄物のバイオガス化実証試験でございます。こちらは本庄市にあります小山川水循環センターにおいて、産学官の連携により、食品廃棄物と下水汚泥を原料とするバイオガス化システムの検証を行っております。午前中の小委員会のほうでも話題が出ましたけれども、こちらについて現在実験を行っているところでして、その成果については、県内の事業化に向けて活用する予定と聞いております。

続きまして、2番ですが、下水道の有効活用による創エネルギーです。

県では、平成27年度、今年度より下水汚泥を活用し「バイオマス発電事業」に着手しております。

平成31年度、桶川市にあります元荒川水循環センター、三郷市にあります中川水循環センターでの発電開始を予定しております。その後、県内の下水処理場に順次拡大させていくというものです。最大では年間で約5,000世帯分の発電を見込んでいるということです。

また、下水処理場を水素ステーションにする事業も計画されております。これは平成32年度の供用開始を目指しているということです。

また、処理場のスペースを活用した太陽光発電も行っていく予定と伺っております。

また、3番を御覧ください。

和光市の新河岸川水循環センターの下水汚泥固形燃料化でございます。これは昨年3月に焼却炉の更新に合わせて、固形燃料を生成できるよう整備を行いました。製造された固形燃料は民間企業に有償で提供し、石炭の代替燃料として有効に活用されているということでございます。年間約5,000トンの固形燃料を生成するというところでございます。

おめくりいただきまして、裏側でございます。食品リサイクルループの取組です。スーパーや飲食店で発生した食品廃棄物を堆肥化し、その肥料で育てた野菜をまたスーパーで販売したり、飲食店で提供したりするというリサイクルループの取組が進んでおります。県内ではコープみらいさんとか、イトーヨーカドーさんなどでそういった取組が進められております。寄居町にある彩の国資源循環工場、ここに食品廃棄物を堆肥化するアイル・クリーンテックという企業がございまして、そちらで堆肥化し、それを使って野菜を育て店舗で販売しているという事例がございます。資料では環境省の事例集から引っ張ってきたもので、イトーヨーカドーのケースについて掲載させていただいております。

1から3の資料については以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田会長 すみません。最初私が発言するときにマイクのスイッチを入れませんでした、お聞き苦しかったと思います。

ありがとうございました。資料の1から3まで続けて御紹介をいただきました。

まず、議論に入る前に、書面で御意見をご提出くださいました小野委員とそれから鈴木委員に、今課長さんからお二人の御意見も含めて県の考え方をお答えいただきましたけれども、御意見を出されたお二人の委員から御発言あるいは御要望がさらにございましたら、最初をお願いいたします。

小野先生からどうぞ。

○小野委員 大半が直っていて、ただしリユースの問題ですけれども、一般住民の方のリユース運動とかその運動の援助とかは、非常に県レベルとして推進されてきていると思うんですね。他方、企業体へのリユースの推進というのも必要なと思います。それは、大きく廃棄物の減量化につながります。いろいろな小さな問題にしても江戸時代なんかは、例えば衣料関係なんかでも古着の組合数が200近くあり、そこで働いている人たちが3,000人以上、バックグラウンド入れると1万人と言われていたんですけども、やはり政策論では、1つはそういう組合組織をつくったり、団体を支援するという観点がないと新たな施策につながっていかないのかなと思います。住民に対する政策論はかなり進んできていますが、企業に対する政策論、セメント業の利活用というのは当初埼玉県独自の施策として一番進んできたわけですけれども、その他の産業について、もう少し政策的なものを取り入れてほしいと思います。自動車産業なんかはリユースとして、インターネット上で部品などが取引されて、

昔は倉庫がなきゃだめだったのが、町工場でストックされた部品が自由に流通するようになってきています。やはりそういう意味では、インターネットを使った利活用の政策論というのにも必要になってきますので、その辺を県が援助する。もしくは基盤をつくるということが大きく飛躍する鍵かなと思いますので、その辺もぜひとも今後検討していただきたいと思うんですが。

○吉田会長 すみません、今、小野先生がおっしゃってくださった御意見は、この御提出いただいたペーパーの一番最後に属するものの具体化という理解でよろしいのでしょうか。

○小野委員 そうです。提出した2の施策の体系の3Rの推進の1、2Rの推進ということですね。2Rの推進というのは、国はリユースを基本に、遅れているリユースを推進しなさいという方針を打ち出しているんですけども、実際にはリユース事例が少ないということで、リユースとリデュースを一緒に書かれているようですね。別々に書いたらどうですかという意見を最初に出したんですけども、事例が少ないということだったんですけども、実際には事例を探すと、産業系のほうではかなり出てきていますので、それをどうやって基盤にのせていくのか、埼玉県地域性を考慮する必要があります。前もちょっと言ったんですけども、半田部長がつくったパイプライン計画というセメント業を廃棄物の処理と同時に製品をつくり、ひとつで二つおいしいリサイクル品をつくるという事業は日本で一番最初に埼玉県で試みられた事業です。やはりそれと同じような事業というのは、幾らでも作れる事業だと思いますので、産業の方にも少し力を入れて、一般住民のリサイクルだけでなく、産業系のリサイクルも少しポイントに入れていかれると、非常にいいものになるのかなと思います。

○吉田会長 担当課長いかがですか。つまり、今日の資料1の中でお書きいただいた回答と今、小野先生からさらに発展的に、もっとより具体的にというのかな、産業界における産業廃棄物の有効利用を促進してという工場間のあれですよ。

○小野委員 そうですね。

○吉田会長 A工場から出た廃棄物がB工場の資材になって、そこから出た廃棄物がさらにまた燃料になって、工場センターで燃料として燃やされて、熱が供給されるみたいな。イメージで恐縮ですけども、そういう形のをより進めていくべきだというのは、かなり昔から言われていることなんですけれども、それを具体的に埼玉県の中でどこがありますかという話ではなくて、政策全体の中でそういう方向になびかせていくような努力とか、あるいはその政策が今回御提示いただいた二次案の中にどの辺ににじみ出ているかという、その辺をお答えいただければと思うんですが。

○田中産業廃棄物指導課長 今回の中には、環境産業へのステージアップということで入れさせていただいています。大ざっぱだと言われればそれまでなんですけれども、基本的には今まで処理業というのは単純処理や破碎したらおしまい、それでそういう埋立てとかというところから今後はいわゆるリユース、使った廃棄物からもの、資源を生み出していくと、そういう産業、処理の高度化をしていかなければならないというふうに考えています。それによって循環型社会ができるということをご中であわせていただいています。

具体的にどうだと言われると、先生おっしゃられた埼玉県はセメント工場がたくさんありますので、ほかの県に比べてありますので、そこで原材料になっていくという例はあります。かなりのいろいろな産業のところ最終的にはセメント業のところリサイクルをされている現状もあります。ただ、

それだけではなくて、ほかにも業界のほうからこれも何かリサイクルというかリユースというかできないものかというふうに御相談を受けていますので、その辺も研究開発なりで対応していきたいというふうに考えています。

○吉田会長 いかがでしょうか。いいですか。

しばしば環境の中では出てくる議論ですけれども、クリアリングハウスという決済所ですね。余っているものと足りない人との仲立ちをしてやるという決済をする場をつくることによって、非常に全体として環境効率が上がりますよという考え方もありますので。恐らくもう日頃の行政の中でもそれに類似した情報交換を促進しているとか、あるいは県の担当課が介在して、A社とB社とを結びつけていくというような努力もしてこられたんじゃないかと思しますので、その辺できれば数行でも入れておかれると今後の計画としてよろしいかもしれませんね。ちょっとまた全体の議論をお聞きした後で、最後に決めていきたいと思えます。

鈴木委員の方はいかがでしょうか。

○鈴木委員 全体的に私ども委員の意見及び資料4の県民の意見を盛り込んでいただいていると思います。その中で、1点だけ、懸念を感じたものですから御確認でございます。

37ページに、この本基本計画の大きな柱立てがありますね。この中で4番目の柱、災害廃棄物対策の推進ということが今回の計画の一つの特徴だと思います。私も災害に対する対応を備えとして持っておく、これはとても大事だと思っております。振り返って我が埼玉県でどういう災害が想定されるかという、これは災害は来てみなければわからないという要素が多分にあるわけですが、例えば昨今の温暖化あるいは気候変動の流れの中で、ゲリラ豪雨等に伴う川の氾濫あるいは内水、こういったことはかなり可能性として考えられると思えます。15ページ、産業廃棄物の種類の中で、多い種類は1番が汚泥、2番が瓦れき類、3番に動物のふん尿という具合になっております。私はこの動物のふん尿、さらに人間を含めて県民の衛生的見地からとても気にかかっています。動物のふん尿はパーセントでいくと下の表、図18の中で、平成25年度でいうと約7%を占めています。12ページの浄化槽の整備等も含まれて一般廃棄物し尿等とありまして、この中で非水洗化の人口とかその量がここに示してございます。

くみ取りし尿の量というのが12万キロリットル余りあります。問題はこれがし尿処理施設に行く前の段階で災害が起きたときに、先ほどの動物のふん尿とともに、これが非常に衛生的によろしくない状況におかれるというふうに思うわけで、その辺に対してどういう備えをしていくか、もし御準備、お考えがあれば教えてください。

以上です。

○吉田会長 いかがでしょうか。お願いします。

○豊田資源循環推進課長 災害廃棄物の処理につきましては、県で災害廃棄物処理計画を今後策定していく予定になっております。それには想定する災害、地震あるいは水害等いろいろ想定されるものについて、どういう被害が生じるかということ、もちろんし尿の問題も当然検討事項の一つに含まれておりますので、環境への影響をいかに少なくしていくか、どういう対策をとった方がいいのかということについて、その計画の中できちんと整備していきたいと考えております。

○吉田会長 災害のときには、簡易、移動型のトイレを現地に運んでし尿処理をするというのが一般的になっておりますが、今鈴木委員がおっしゃられた非水洗化のトイレだけが問題かということ、そうでもないんじゃないかと。実は下水道が機能不全に陥ってしまうと、パイプが壊れるかもしれませんし、流れても終末処理場で処理できないまま越流して三陸の海岸に流れ出ている時期があるわけですよ。だから水洗化しているかしていないかということとは別に、やはり災害時の人間のし尿の対応策というのは別途、並行で考えられるんじゃないかということを感じましたので、つけ加えておきます。

よろしゅうございますか。

○鈴木委員 はい。

○吉田会長 2人の方から書面で御意見もいただきましたが、そのお二人の委員の方から追加で御発言をいただきました。あと資料1から3まで通して、どの委員からでも結構でございますし、どの課題からでも結構でございますが、お気づきの点、御意見、御発言をお願いいたします。

○小野委員 鈴木委員と関連しまして、災害廃棄物対策の推進という部分では、福島県の委員や各地の市町村の災害廃棄物処理計画などを立ててきたんですけれども、現実的には地域社会をどうやってまとめるかのところでは、県の役割が宙ぶらりんになっているんですね。国が大きな計画論を出して、実際に動かすのは市町村で、県は間に挟まれてなかなかうまくコントロールできないというのが実情です。その辺で県がイニシアチブをとって、そういう言い方はおかしいですけども、リーダーシップをとってどうやって市町村間に及ぶ広域処理を動かしてうまくやっていくかというのが基本だと思うんですね。今言った会長がおっしゃったように、細かな政策論というのは市町村が携帯トイレを用意するとかいろいろなことをやるわけですけども、その基本的かつ抜本的な課題を挙げていくということが最もここで重要なのかなと思います。

福島県の場合には、災害廃棄物の分別がその後の処理処分に大きな影響力を及ぼしています。今おっしゃったようなトイレの問題やそれに付随した疫病でもそうですけれども、やはりどうやって分けるかというのが基本でして、それがきちんとやっているところは、非常にうまく処理できています。

もう一つは、県がもしやるとすると、そういう人材を育成するという部分が大きいんですね。災害が起きたときに人がリーダーシップをとって、こういうふうに分けなさいと行って、すぐに公園や何かでも立て札立てて、ここに何々置きなさいとやると住民の方々は置くんですよ。そういう訓練をつくる場を県がつくり、市町村はそういう指針を見て、うまく人材を育成する。もしくは地域を分けていくということが必要ですので、ある意味でいったら、県の役割をもうちょっと細かく、国の災害基本計画そのままをおろすんじゃなくて、市町村と県の間で立って何が必要なのかということを書いていただけると、県の役割というのが見えてくるのかなと思います。これはちょっと見えないので、やはりどういうふうにごみを動かすのか、市町村とどう連携をとるのか。国とどう連携をとるのか。放射能の放射性廃棄物の場合、福島県の場合、もっと複雑になっていますから、放射能問題でかなり市町村から突き上げられ、国からたたかれ、真ん中に入って、身動きとれない状態になっていますよね。やはりそういうのが今の都道府県だと思います。

ここでは、どういうふうにしていったらいいのかという打開策をちょっと書いておく。役割分担な

どを書いておくと、実効性のある埼玉県独自の計画論になってくるのかなと思います。

ちょっと長くなりました。

○吉田会長 御発言があれば。

○豊田資源循環推進課長 災害廃棄物の処理については、今後具体的に委員の御意見を踏まえまして、県の役割というものをしっかり位置付けられるように検討していきたいと思っております。例えば越谷で竜巻があった際には、最初非常に分別ができなくて大変な思いをしたという話がありまして、その後、熊谷で起こった際には、その経験が生きて、かなり分別ができたという事例もありますので、いろいろなそういった事例を踏まえて県が何をしたらいいのかということについては、しっかり計画づくりの中で話していきたいというふうに考えております。

○吉田会長 よろしゅうございますか。

今の御発言、私も昔ある県に出向したことがございまして、市町村のやることと、国の言うことはよくわかるけれども、県のやることは見えないんだよねと言われた記憶があります。ただ、東日本大震災後に石巻の瓦れきの処分場へ行ったんですけれども、今お話があったように、種類ごとにもものすごく大きな山ができていまして、それはもう機械の仕事なんです。あの広大な土地を用意するのに恐らく市町村だけでは無理でしょうね。大きなお金を出す、県民の合意をとって資金を確保して、土地を確保して、使用の交渉をするという、その辺になるとなかなか県の責任は重いんじゃないかなと感じてきました。ですから、厳しい御指摘ではございましたけれども、県の立場もわかってやろうということをお願いして、ただ先生、これは限定つきの廃棄物の処理の基本計画ですから、ここで県たるものはどういう権能をかざすべきかという議論をする場ではございませんので、この会議で御指摘があったということ記録にとどめることでよろしゅうございますか。

○小野委員 はい、わかりました。

○吉田会長 そのほかいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。明快にお答えをいただいたので、余り今日御質問がございませんが、ちょっと私がさっき鈴木委員がおっしゃられたのと同じで、そうだったのかと思って疑問に思うことが1つございますので、この際に教えてほしいのですが、ごみ収集に関しての計画収集人口というのは、埼玉県の場合にはカバー率何%ぐらい、何万人ぐらいなんですか。あるいは収集計画に入っていない地域にお住まいの方というのはどのくらい。

○豊田資源循環推進課長 埼玉県の場合、収集の人口は住民基本台帳の推計人口ですので、100%ということですが。

○吉田会長 さっき1人当たりのごみ処理量というところに計画収集人口で割ったというふうには書いてあったものですから、それは何割かなと思って、多分0%だと思います。ありがとうございました。

皆さん、よろしゅうございますか。一応じゃ次のステップに進みますけれども、一連の問題でございまして、あわせて続けた議論がまたなされるかと思っておりますので、資料の4と5を御説明いただきたいと思っております。これは県民の方々からの御意見とそれから市町村からの御意見を集約したものでございます。

○豊田資源循環推進課長 それでは、資料4の説明をさせていただきます。

資料4、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）に対する県民コメントの実施結果、こちらを御覧になってください。

県民コメントにつきましては、昨年12月17日から1月17日まで、32日間実施をいたしました。結果として2名の方から5件の意見をいただきました。

3の意見の内容及び県の考え方の表を御覧ください。

意見ナンバーの1から4までは、全て同じ方からの御意見で、計画の修正を求めるものではなく、3Rの推進に力を入れるべきという御提言でした。

3Rの推進は、本計画におきましても重要な柱の一つですので、意見につきましては事業の実施段階で参考にさせていただくということとして、反映状況については「C 案の修正はしないが、実施段階で参考とする」とさせていただきたいと思っております。

続きまして、2枚目を御覧ください。

意見のナンバー5でございます。こちらはアスベストの適正処理の工法に関する御意見で、アスベストが飛散しないよう封じ込める提案と固化によりリサイクルする御提案がございました。封じ込める案につきましては、廃棄物というわけではございませんので、廃棄物の適正処理について定めるこの計画の対象というわけではございません。また、固化した上でリサイクルする案につきましては、廃棄物処理法の施行令に定められた方法と違うものでございますので、この意見は計画に反映できないということで、「D 意見を反映できなかった」とさせていただきました。

続きまして、資料5を御覧ください。

こちらは市町村の意見に対する県の考え方でございます。

まず、市町村に対しての意見聴取につきましては、昨年12月17日から1月15日まで実施いたしました。結果は6団体、12件の意見がございました。

なお、関係団体であります埼玉県環境産業振興協会、それから一般廃棄物連合会にも市町村と同様に意見照会を行いましたが、両団体とも御意見はございませんでした。

3番の意見の内容及び県の考え方の表を御覧ください。

意見ナンバーの1と2は、計画の推進に当たり市町村や関係団体との連携について記載を求めたものでございます。先ほど資料1の説明でさせていただきましたけれども、本審議会においても同様の御意見がございましたので、記述を追加させていただきました。したがって、意見を反映したということで、対応状況は「A」とさせていただきました。

御意見のナンバー3でございます。生活系ごみと家庭系ごみの違いについて説明を求めたものです。この御意見につきましても御説明したとおり、本審議会でも同様の御意見があり、記述を追加させていただきましたので、対応状況については「A」とさせていただいております。

続きまして、ナンバー4、排出事業者の指導があまねく市町村の役割と捉えられないよう記載してほしいという御意見でした。諮問案の52ページを御覧ください。この中の「(4)市町村の役割」の中で排出事業者に対する指導というところですが、排出事業者全てを市町村が指導すると捉えられるのではないかと御意見がございましたので、一般廃棄物の排出事業者というふうに追加をいたしまして、誤解がないようにさせていただきました。ということで対応状況は「A」とさせてい

ただいております。

資料5の方にお戻りください。

意見ナンバー5でございます。表記変更についての御提案です。こちらは諮問案では43ページでございます。43ページの「1 3Rの推進」の「1 2R（リデュース・リユース）の推進」の中の「（1）ごみを出さないライフスタイルの推進」の最初のところでございます。この部分が当初は家庭ごみという表記でございました。指標が家庭系ごみなので、統一した方がいいという御意見でございます。生活系ごみから資源回収したものを除いたものを家庭系ごみとありますが、そうではなくて、家庭から出されるごみという意味で家庭ごみという表現を使っておりましたので、誤解が生じないように「家庭からのごみ」と表記を変更させていただきました。したがって、対応状況は「A」とさせていただきます。

資料5の方にお戻りください。

資料ナンバーの6番と7番、いずれも目標値に無理があるのではないかと御意見でございます。6は1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、7は事業系ごみ排出量についてです。

家庭系ごみ排出量については、例えば家庭系ごみの約4割を占める食品廃棄物では、よく言われておりますけれども、使い切り、食べ切り、水切り、こういったものを徹底することで排出量を削減する余地がまだまだあると考えております。また、燃やせるごみとして処理されていることもある雑紙などの資源ごみの分別を徹底することで、排出量を削減することもまだまだ可能でございます。このように3Rをさらに進めることで、達成するという事は可能と考えております。また、国の基本方針のほうで定めた目標値等の整合性も考えまして、御意見は反映できない「D」とさせていただきます。

それから、資料の方のナンバー8、ナンバー9は御質問で、そもそも計画に反映できる種類のものではございません。対応としてはその他の「E」とさせていただきます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。先ほどのこの審議会での意見の集約に加えて市町村の意見、それから県民の方々からの意見もまとめて御紹介をいただきました。その結果をどう計画に反映したかということについても御説明いただきました。

以上、振り返っていただいて何か御意見、御質問、御疑問がありましたら御発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○小野委員 先ほど会長が言った計画収集人口というのは、外国籍の人口も入るんですけど。

○豊田資源循環推進課長 はい。外国籍の人口も、住民基本台帳がベースですので、住民票があれば、外国人であろうが、日本人であろうが、カウントしています。

○小野委員 日本人、外国人関係なく計画人口というのは、住んでいけばなると。

○豊田資源循環推進課長 はい。

○小野委員 それだけ確認です。結構外国人がふえてきているので、排出量は大きいんですね。

○吉田会長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○吉田会長 そのほかいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

そうすると、議論が大体収束したようでございますが、1点、先ほど冒頭に小野先生から御指摘をいただきましたリユースという意味でまとめられるのか、産業界における産業廃棄物もできるだけ有効な利用、産業界におけるクローズドシステム、昔よくゼロミッションなんて言われました。そういう考え方に基づくあるいはクリアリングハウス、決済所みたいなもの設営を心がけるというようなニュアンスをどこかににじみ出せばよいのかなと思います。もう一度、産廃課長、先ほどの文言上はどこに当たりますですか。今日お示しいただいた二次案のどこにそのニュアンスに近いものがありますか。それに対して小野先生の御意見をよりの確に反映するのに、修正が必要かどうかということについて皆さんに御議論いただきたいのですけれども。

○田中産業廃棄物指導課長 環境産業の先ほどのところで、環境産業のステージアップというか、育成というところの内容ですので38ページ、第3の柱というところで、環境産業の育成というところがございまして。ここに少し文言を足して、基本、今までの単純処理からリサイクルとかそういうものをシフトしていくと、その辺にちょっと文言をつけ足ささせていただいて変えていきたいと思っております。

○吉田会長 第3の柱、環境産業の育成というところで、タイトルがタイトルですから、主語が産業廃棄物処理業はというのが最初で、2番目がリサイクル産業はということになっちゃうんですね。ですから、排出者でもありリユーザーでもあるという立場の。

○田中産業廃棄物指導課長 排出事業者の。

○吉田会長 排出事業者の減量義務になるのかもしれませんが、できるだけ産業廃棄物の最終処分量を減量するために他社に有効に使ってもらうとか、それは中間処理という意味じゃなくて、より有効な活用ですよ。リサイクルになるのかもしれないですね。その辺がちょっと私も今すぐにはおさまりどころが見えないんですけれども。

○小野委員 ちょっと滝澤委員にお聞きしたいんですけれども、例えば生協や何かでもそういうごみと言っておかしいけれども、廃棄物を集めて何かコンポストをつくったりとかなどがありますよね。それは例えば県が推進してやっているわけじゃなくて、独自にやっているのか。例えば県が推進するとすると、どういう組織がいいのかみたいのがちょっとあると、見えてくるかなと。

○滝澤委員 生協全体でという事業と組合員の活動を切り離した場合、今事業という視点で考えますと、廃棄物は流通部門と販売部門における資源になるものとどうしてもごみになるものに関して、現時点で最大限縮小できるよう指針で展開しているというふうに思います。ちょっと事業については詳しくないので、組合の部分に関していいますと、コンポストみたいなものに関しては、各市町村における家庭への支援みたいな形ではかなり普及がされておりますので、一戸建てのお家など御自分の庭であったりとか、近隣環境にも影響するので、一概に進められないのですが、家庭菜園等を借りておられる場合の集合団体とか、出された、捨ててしまえばごみになるものを循環資源にするような取

り組みというのは、多分NPO化されたような団体を含めても行われていると思います。その母数とか、パーセンテージについては、県のほうでもお調べいただければというふうに考えますし、今の御質問のお答えになるかわからないのですが、そういう意味でいいますとこの表現の仕方のところでいうと、どういうふうに切り分けて目標値をつくっていくべきなのかが難しく答えがないのですが、今のようなお答えで大丈夫でしょうか。

○吉田会長 まず、産業廃棄物の話をするか、一般家庭からの廃棄物の話をするかというところの分かれ目があります。今お答えいただいた生協さん絡みのことで申しますと、市町村の中でもコンポストの補助金を出したりというところがありますし、それは最終処分場が用意できない、中間処理施設の能力が低いということもあると思いますけれども、全体的に今減量に心がけるとい目標にもかかわってくる問題で、尽くされていると思うんですね。

ただ、小野先生がおっしゃった産業廃棄物の工場から出てくるもの同士、やはりそれは法律上しなきゃいけないという規約はないということですね。あるいはそういう気にならないければ動かない。その中にひょっとすると企業秘密が入り込むかもしれないから、他社には渡せないなどという非常にうがった議論も出てくるのかもしれませんが、そんな厳しいことは言わないで潤滑油になろうじゃないかと。県自身が産業廃棄物のA社から出たものがB社で使われ、B社から出たものがC社に、最後捨てる前に真ん中に置いてあるボイラーと発電機で燃やして燃料にしてもらえば、少しでも省エネになるじゃないですかと、こういうようなリサイクル型工場全体としてみたときにシステムとしてのリサイクルが行われているよあるいはリユースが行われているよというようなことにしていくべきじゃないかという趣旨であったと思いますので、ちょっと今すぐにかなりボリュームがありますので、うっかり変えますと自己矛盾を起こしたりするといけませんので、ちょっと事務局と私の方で、小野先生の意を呈して文書を吟味してみます。吟味して、その結果、また何らかの形で各委員の方にお知らせをします。最終版が出る前にお知らせを連絡させていただくということで、文章の案文はお任せいただけますでしょうか。

○田中産業廃棄物指導課長 そうさせていただければと思います。産業廃棄物の方に関しても排出事業者のところに立入検査という形で伺っております。そのときにたくさん廃棄物を出すような事業者には伺うことが多いんですけども、どんなふうに廃棄物を減らしていくのかとか、それからどんなふうにリサイクル、リユースをしていくのかということについても皆さんからお聞きして情報も収集しますし、ほかの事業者さんはこんなことをやっているよというようなお話もさせていただいております。それから県のほうは、適正処理講習会という話が出ましたけれども、そこでもテーマによっては産業廃棄物の減量化とかそれから適正な処理、そういうものについてお話させていただいているということがございますので、その辺も踏まえてこの中でどこか入れていければなというふうに考えております。ありがとうございます。

○小野委員 埼玉県は彩の国リサイクル製品の認定募集を行っており、リサイクル品の製造や再利用を推進する事業がありながらほとんど書かれていません。やはりその辺がちょっと書かれていないとか、書かれていないと、リサイクル製品は工場から出てきて右から左にこうやって製品化され販売されているのだというこのやりの重要性をアピールしてもいいのではないのでしょうか。い

ろいろなものが製品化されて、県で認定しているわけですから、これらの製品がもうちょっとうまく循環できるようなことも含めて考えていただければと思うんですけれども。

○豊田資源循環推進課長 リサイクル製品認定制度につきましては、いろいろ認定して、それが使われるように県もPRに努めていきたいと考えております。「環境産業の育成」の中に「リサイクル産業の発展の促進」という項目がございますので、その中に「リサイクル製品の認定」という細目にリサイクル製品認定制度というの位置づけております。さらに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田会長 それじゃそのようにさせていただきます。

私と事務局に委ねていただけますでしょうか。

〔「よろしく願いします」と言う者あり〕

○吉田会長 じゃ、そのようにいたします。

また、委員の方々には御連絡を差し上げます。

以上で議論が収束をいたしましたので、当初お願いいたしましたように、本日諮問を受けた第8次の計画について御答申をいただきたいと思っております。

今最後に宿題が残りましたが、その文言修正が若干ありますということをお前提にいただいて、今日御提示いただきました第二次案で基本的に答申をするということで御異議ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、答申の運びにさせていただきます。

○江原委員 すみません。次のところに行きますので。

○吉田会長 御苦労さまです。

予定しておりました議題は、本日これでおしまいになります。

それで、その他でございますが、何か事務局からございましょうか。

○森田環境政策課副課長 特にございません。

○吉田会長 そうですか。

わかりました。本日はこれで審議会の本題が終わりました。

最後に、この機会でございますので、皆様方から年度末でもございますから、県の環境政策あるいはこの審議会の運営に関しまして御意見、御要望等がございましたら、御発言をいただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

栗原先生どうぞ。

○栗原委員 すみません。ごみのあれで、関係ないというとあれですけども、県の方にお伺いいたします。

県内で廃棄物の有料化になっている市ですか、何市ぐらいあるか教えていただきたいと思っております。私は川越から出ていますけれども、川越の廃棄物の委員になっています。そして今有料化にしようかどうかということで、大変何年かもめているんですけども、視察にも行ったりしているんですけども、

ども、ぜひそれをちょっと教えていただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○吉田会長 今お手元にすぐ出ますか。

○豊田資源循環推進課長 すみません、ごみの収集の有料化ということでよろしいですか。現在県内の市町村で有料化しているのは、63市町村のうち10が、いわゆる可燃ごみの有料化をしております。それから不燃ごみにつきましては、8の市町村で有料化されています。

○栗原委員 ありがとうございます。

○吉田会長 よろしゅうございますか。意外に少ないですね。

いろいろ形態ありますよね。どういう形態、ごみ袋を有料で手数料を含めて販売しているという形ですか。

○豊田資源循環推進課長 一般廃棄物の統計調査の中で有料化しているとお答えいただいた市町村の数ということですので。

○吉田会長 粗大ごみは全部どこの自治体でも手数料を取っていますよね。大きなもの、適正処理困難物ですか。

○豊田資源循環推進課長 すみません、調査の結果ですと粗大ごみは54ということなので、有料化になっていないところもあるということですね。

○吉田会長 栗原委員御質問の有料化には実はいろいろカテゴリーの違いがありまして、粗大ごみとか、特別に収集費用がかかるものは大体多くのところで有料化なんですけれども、日々出すごみ袋を有料にしているかどうかとなると、今お話があったようにそう多くはないということです。

○栗原委員 生不燃ごみとか、要するに減量するために何とか少なくということであれしているんですけれども、企業系の方がもう全部出しちゃうんです。本当は企業の方は事業系で、有料でちゃんと1か月幾らで契約してやればいいんですけれども、家庭ごみのほうに入れちゃうので、なるべくできればということで、それで今大変に問題になっていますし、高齢者の方はなるべくお金がかからないようにで、有料化になったら大変だということで、一般市民の説明会とかいろいろやっているんですけれども、なかなか決まらないので、それで今御質問させていただきました。ありがとうございます。

○吉田会長 それは御苦労さまです。

最初に有料化するときにはいろんな議論があると思いますんで、全国の情報を集めて、的確に対応していただければと思います。

逆に市民がコンビニの前に行ってごみを捨ててくるとか、事業者が払う形になってしまうという、ごみの押しつけ合いになっておりますけれども、そのほか御発言ございましたら。

どうぞ、滝澤委員。

○滝澤委員 すみません。資料2でホームページを印刷してある文書を見させていただいて思ったこと、希望です。

今回、家庭ごみに関しては7%の削減、市町村コメントでもかなり達成が難しいのではないかと、う御意見もいただいている中ですが、ライフスタイルのこういうことを気をつけましょうという注意喚起は大変よくわかる内容と思いますが、どういう生活をする、このぐらい減るなど啓発になるような、個人個人が考え、気づき、というようなことに関してお願いします。ホームページをきちんと

見ていないのですすでにあるのかもわかりませんが、もう少しその辺も必要なのではないかなと思ったので、希望を述べさせていただきました。

以上です。

○吉田会長 何かある程度書いてありますよね、どうすれば減るか。水切りをきちんとするとか。

○滝澤委員 そうですね。感覚で……

○豊田資源循環推進課長 滝澤委員のお話は大変よくわかりまして、これだけやればこれだけ減ったという具体的な見える化といいますか、そういうものがあるともっと取り組みやすいだろうということです。それは全国的にやはりそういうお話がございまして、環境省で、見える化ツールというのを昨年11月に発表いたしました。これは食品廃棄物に関する見える化ツールということですが、まだできたばかりで、ケースがなかなか余りないんですね。賞味期限が迫ったものでも消費しましたとか、事業者が規格外品をフードバンクに寄附をしたとか、そういうことによってどれだけ廃棄物が減るといいますが、今まだまだケースが限られているので、そういったものをどんどん充実していただくようお願いはしていきたいと思っています。

また、いろいろNPOの方でも独自に計算されている例もございまして、いろいろと情報収集をして、なるべくわかりやすい資料をつくっていきたくと考えております。

○吉田会長 よろしゅうございますか。

○滝澤委員 はい。

○吉田会長 ありがとうございます。

そのほか御発言ございますか。

ございませぬようでしたら、これで本日の会議を閉じたいと思います。どうもありがとうございます。

マイクをお返ししますので、よろしくお願ひします。

○司会（森田） 長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。

次回の審議会につきましては、年度明けまして28年度の6月頃の開会を予定してございます。改めて日程等につきましては、調整の上、各委員の皆様には別途御連絡は差し上げます。

以上をもちまして、平成27年度第4回環境審議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後2時50分閉会